

北本市

## 危険ブロック塀等除却事業

## 補助金交付制度の御案内

- ★危険ブロック塀等の除却工事費の補助制度を創設しました。
- ★除却工事後の、新設・補強・改修工事の費用補助はございません。
- ★工事着手後の補助金申請はできません。

都市整備部

建築開発課

指導担当

## 1 制度の概要

大阪府北部地震では、ブロック塀等の倒壊によって痛ましい事故が発生しました。市内にも、建築基準法の現行基準に適合しないもの、ひび割れ・欠落・傾いているもの等危険なブロック塀等が多数見受けられます。

北本市では、いつ起こるかわからない地震に備え、危険なブロック塀等をなくすことを目的として、既存のブロック塀等を除却する工事費用を補助する「北本市危険ブロック塀等除却事業補助金」を創設しました。

## 2 申請できる人

- ① ブロック塀等※が築造されている敷地又は当該敷地に存する建築物の所有者又は管理者※
- ② 市税等の滞納がない人

※ブロック塀等とは、コンクリートブロック造、石造、その他の組積造又は組立式コンクリート造（万年塀）の塀又は門柱をいいます。

※管理者が申請しようとする場合は、あらかじめ所有者の同意を得なければなりません。

## 3 対象となるブロック塀等

- ① 公衆用道路等※に面していること。
- ② 市内に存する危険ブロック塀等※であること。

※公衆用道路等とは、建築基準法第42条第1項の道路（同法第42条第2項の規定によりみなされた道又は同法第43条第2項第1号の規定により認められた建築物に接する道等を含む。）をいいます。建築開発課で確認できます。

※危険ブロック塀とは、次のいずれかに該当するブロック塀等をいいます。

- ① 建築基準法施行令第61条又は第62条の8の規定に適合しないもの
- ② 道路からの高さが0.8m以上で劣化又は損傷があり、通行人の安全確保のため除却の必要があると認めるもの

## 4 補助対象工事

- ① 市内に存する危険ブロック塀等を除却※すること。
- ② 市内施工業者※に除却工事を依頼して行うこと。
- ③ 過去にこの補助金を受けている敷地のものでないこと。
- ④ 敷地に建築物等がある場合は、その建築物等が建築確認に基づき着工したものであること。
- ⑤ 敷地又は建築物の販売等の営利を目的としたものでないこと。

※公衆用道路等に面する危険ブロック塀等は、全て事業の対象としなければなりません。また、除却方法が一部除却の場合は、残存するブロック塀等は高さを0.6m以下とするか建築基準法の構造基準等に適合することが必要です。なお、除却後に塀等を新たに築造する場合も同様とし、その他要綱が定める補助対象事業の要件を満たさなければなりません。

※市内施工業者とは、市内に事務所又は事業所を有する者をいいます。

## 5 補助金の額

除却する面積※に1平方メートル当たり5,000円を乗じた額と、実際の工事に要した額を比べて少ない方の額（上限15万円）※

※鉄製格子、門扉等の附属物の部分の面積を除き、1㎡未満の端数を切り捨てる。

※1,000円未満の端数は切り捨てる。

## 6 申請方法

申請を希望する人は、あらかじめ建築開発課指導担当の窓口で補助対象になるかを相談のうえ、7の書類を揃えて提出してください。申請額が予算に到達した時点で受付を終了します。

◇申請書類の提出後、審査、現地確認等を行って交付の決定がされるまで、工事に着手できません。

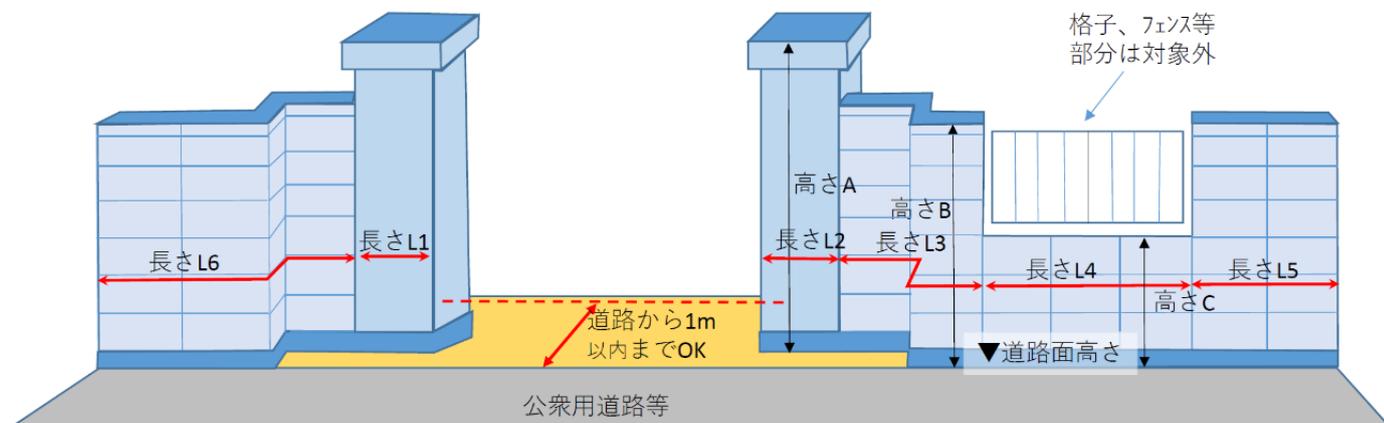
◇完了報告書の提出期限は、交付決定のあった日の属する年度の1月31日までです。申請、工事は余裕をもってお願いします。

## 7 申請書類

- ① 北本市危険ブロック塀等除却事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 危険ブロック塀等の確認表
- ③ 付近見取図、配置図、見付図、除却面積計算書及び除却前の写真
- ④ 受給資格の確認に同意する書類
- ⑤ 補助対象事業に要する費用の見積書の写し
- ⑥ 塀等の計画図（除却後に塀等を築造する場合）
- ⑦ 建築確認済証の写し（建築敷地の場合）
- ⑧ 補助対象事業の実施の承諾書（所有者が複数いる場合又は管理者が申請を行う場合）
- ⑨ 委任状（代理人が申請する場合）

### ◇面積算定の説明

- ・ 鉄製格子、門扉これらに類する附属物の部分の面積を除いた、見付面積を対象とします。
- ・ 道路境界から1mの範囲まで含めることができます。
- ・ 合計面積は、1㎡未満の端数を切り捨てます。



○上記の塀・門柱を全て除却する場合の面積  $S$  ㎡の計算  
 $S = (L1+L2) \times A + (L3+L5+L6) \times B + (L4) \times C$

<お問い合わせ・申し込みは>

都市整備部 建築開発課 指導担当

☎048-594-5550(直通)